

# 議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年7月18日(火)

午後2時開議

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1) タブレット型端末の導入について

(2) 一問一答方式の検討について

(3) 議会基本条例制定後の振り返りについて

4 委員長散会宣告

# 今後の松戸市議会のあり方

検 討 報 告 書

平成19年11月21日

議会を考える懇話会

### 【 一般質問 】

一般質問とは、地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対して事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質すことです。

本市議会における現行の取扱いは、期間内に質問要旨を議長に対し文書で通告し、通告順に議長の許可を得て登壇方式で行っていますが、委員会の審査権との兼ね合いから、基本的に議案及び請願・陳情に関係する事項についての質問は認められていません。

### 【 一般質問の形骸化に対する意見 】

このことに対する議論では、通告制との兼ね合いで、

「第1質問の段階では、事前のやり取りがあっても良いと思うが、その答弁に対し、議場で緊張感を持ってどう対応するかが議員の基本的な資質と考えているので、全てのやり取りは必要ない。」

「議論の形を市民に見せるという視点、また通告によって充実した答弁を求めることの重要性や効率的な議会運営を担保するという視点で捉えれば、事前のやり取りについても論議を構築する意味で重要なものである。」

「論理・議論を公の場において市民に見せるとともに、公に理解してもらう場の一つが一般質問であると理解すれば、事前の調整の是非は問題ではなく、議論の理解を深める手段、また論理を構築する上でも意義があり、形骸化を生み出すものとはならない。」等の意見が交わされました。

通告制は、会議の運営を円滑に行うためのものであり、通告書の提出により議長が議員に発言の機会を与えるとともに、発言を秩序正しく能率的に行うことができ、また同時に、執行部においてはこれに対して十分な準備をし、責任ある答弁が可能となることから採用しているものです。

いずれにしても一般質問の構成手法は、各議員で異なることから意見集約は行わず、質問内容が十分理解出来る通告にするよう留意するに止まりました。

### 【 一般質問後の対応について 】

議会とは合議制の機関であるにも関わらず、一般質問の内容及び執行部の答弁については、議員全体で議論されることなく完結してしまっていることから議会（委員会）として経過、方向性を見定める必要があると判断した事案については、所管の常任委員会で所管事務の調査事項として取り上げ、継続して検討を行うこととし、意見集約された事案については、施策に反映させるような方策（委員長報告、政策提言、条例策定等）を講じる必要があると考えます。

#### ※対面（登壇）方式、一問一答方式について

○対面方式については、そのメリットとして傍聴者にとって分かりやすいという面があります。しかしながら、登壇方式はそもそも発言者が明確になること、また発言をめぐって生じる会議の混乱を避けるため導入されたものと考えられること、さらに何よりも議員が行う一般質問は、市民全体の問題を議会として執行機関に行うものであることから、現行の登壇方式を継続することが望ましいと考えます。

○一問一答方式については、首長等からの反対質問が認められていない現状においては、議員が納得出来る答弁を引き出すまで続ける利益誘導型の質問になってしまう恐れがあり、採り入れることによるリスクの方が大きいと思われれます。

## ( 9 ) 議 会 事 務 局 の あ り 方

議会事務局の業務には、総務事務、議事事務、情報調査事務、法制事務、広報事務、図書事務がありますが、特に情報調査事務においては、調査情報の議員間の共有化をはかるため「議員活動に伴う調査事務処理要領」が設けられています。

議員が、社会、経済情勢の変化、国施策の動向等により新たに生じる市政の課題を迅速かつ的確に捉えるためには、この調査情報の提供体制が大きなウェイトを占めてくると思われますが、個人的スタッフの確保が難しい地方議会においては、議会事務局に依頼するケースも生じています。

議会として市政の課題を共通認識し、一定水準の情報を共有することが、課題に対する論議をより深めることとなり、議会の活性化につながってきます。この情報提供体制をより充実する一つの手法として、議員が捉えた情報を議会事務局に投げかけ、事務局が系統立てて調査・整理し、全議員にその情報を提供する形態が考えられます。この議員と議会事務局の調査部門が情報をフィードバックし合う形は、議員個人がテーマとして捉えた情報を議会全体の情報として共有化でき、効率的かつ有効な情報収集手段として有効と思われます。先述した「議員活動に伴う調査事務処理要領」に議員からの情報提供も加えて、議会のルール化について更なる検討を加えていくこととしました。

## 議 会 を 考 え る 懇 話 会

座長	末松	裕人
	宇津野	史行
	名木	浩一
	城所	正美
	工藤	鈴子
	桜井	秀三

# 松戸市議会議会活性化検討報告書

平成20年3月31日

松戸市議会議会活性化委員会

## (2) 一般質問

議会を考える懇話会から、一般質問は通告後の執行部との必要以上のやり取りにより形骸化しているのではないかという意見を出発点として、一問一答や質問の発言方法、通告後のヒヤリングについて提案がありました。

その概要として、

形骸化の原因と思われる一般質問通告後のヒヤリングについては、

一言一句までの厳密なやり取りは執行部も求めているのではないのか。

議員は緊張感を持った中で議論を交わし、答弁に対してその場で対応するのが議員の基本的資質ではないのか。

議会での発言は重みがあり、事前のやり取りを行ったうえでしっかりと議論を交わし、市民の利益を引き出すのも議員の仕事ではないのか。

また、一問一答方式の発言方法については、議員が納得できる答弁を引き出すまで続ける利益誘導型の質問になってしまう恐れがあり、リスクが大きい。実施するのであれば執行部への反問権を認める方策を考える必要がある。

発言方法について現行の登壇方式は、発言者が明確になること、発言をめぐる生じることのある会議の混乱を抑えるために導入されたものと考えられること、さらに一般質問は、緊迫感を持ち市全体の問題を議会として執行機関に行うものであることから現行の形が望ましい。

等の意見が報告されました。

さらに、一般質問で取り上げた事案の中で市政に重要と思われる事案については、所管の常任委員会で検討を深めてはどうか。などの提案がありました。

議会活性化委員会では、これを受けて「形骸化」「一般質問後の対応」について協議を行いました。

「形骸化」については、懇話会と共通の認識でした。

「一般質問後の対応」については、一般質問の内容及び執行部の答弁は、議員全員で議論されることなく完結してしまっていることから、議会（委員会）として経過、方向性を見定める必要があると判断した事案については、議会として所管の常任委員会で所管事務の調査事項として取り上げ、継続して検討を行うこととし、意見集約された事案については、施策に反映させるような方策

（委員長報告、政策提言、条例策定等）を講じる必要があるという議論がなされました。

また、一般質問は、それぞれの議員が新しい政策提言をしていることから、執行部としても議会からの提言ではないので、「言いつ放し」、「聞きつ放し」になってしまう。これを補完するためには、現在受身的な委員会活動を一般質問の内容から問題を提起して、委員会活動を活発にしてはとの結論に至りました。

以上のことから一般質問については、委員会活動との関連で、後に検討する「委員会活動のあり方」の中で協議することとしました。

深山委員（創生未来）

（仮称）常任委員長会議を設けてはどうか。位置付けはフロー図案中の「議長」の下、「常任委員会へのテーマの投げかけ」部分。

名木委員（まつど民主）

基本的にはこのフロー図案で了解。委員は当面、活性化委員と各常任委員長まで。

桜井委員（松政クラブ）

会派内には報告までの段階。委員は副委員長まで入ると人数の問題があるのでは。

末松委員（市民クラブ）

フロー図案全般については理解を得る。（仮称）政策提言委員会のあり様についての話には至らず。

フロー図については、基本的には全会派の了解を得た。

## 2 「2 検討項目及び結果（5）議決対象事件の検討」について（工藤委員懇話会の議論を説明）

その後、事務局からの各計画の概要について（資料配付）説明

ここでは、このテーマは、法制度の事実認識をベースとし、適切に判断しなければならない。次回は今日の概要説明を受け、認識を詳細に深める機会とする。その後、改めて各会派で協議する機会を設ける。などの議論がありました。

第10回開催 平成20年3月18日

## 1 「2 検討項目及び結果（5）議決対象事件の検討」について、引き続き協議（第2回目）

ここでは、①各種計画を議決事件とした場合は、②基本構想に基づく基本計画を議決事件として場合には、各種計画の取り扱い。などの議論がありました。

### ◆決定事項（5）議決対象事件の検討

1 地方自治法第96条第2項を活用し、議決対象事件を拡大するべきである。

議決対象事件として、市が策定する各種計画が考えられるが、まずは「基本計画」を対象としてはどうか。それ以外の計画については、議会への報告を義務付ける方向で検討してはどうか。

2 活性化委員会の報告書のまとめについて

議会活性化委員会で協議し、決定したことをベースにまとめる。

懇話会報告書の（6）議会の情報公開、（7）行政への市民参加と議会の役割、（8）議員研修の充実（9）議会事務局のあり方については、提言のとおり承認することで合意がなされましたが、今後とも議会活性化のために引き続き検討をしていくこととなりました。

3 政策提言的なものを行う委員会の名称を議会活性化委員会とする

4 今後の流れについては、本活性化委員会は議長からの諮問であることから、「報告書」を作成して議長に提出し、新たな指示を待つこととする。

## 議会活性化委員会

	氏名	会派名
委員長	末松裕人	市民クラブ
副委員長	城所正美	公明党
委員	森下彰司	まつど民主
委員	宇津野史行	日本共産党
委員	名木浩一	まつど民主
委員	山沢誠	公明党
委員	山口栄作	創生未来
委員	深山能一	創生未来
委員	工藤鈴子	社民党新社クラブ
委員	桜井秀三	松政クラブ
委員	大川一利	松政クラブ
委員	伊藤余一郎	日本共産党
委員	二階堂剛	社民党新社クラブ
委員	中川英孝	市民クラブ